

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることが出来る職場環境の整備をするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和5年12月21日～令和8年9月30日までの 2年9か月

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和5年12月～ 男性育児休業取得を促進するために育児休業についての資料を作成し周知する。
- 令和5年12月～ 母性健康管理についての情報を収集し妊娠中の女性社員が安心して働ける環境を整える。

目標2：育児休業予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育児取得職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和5年12月～ 育児休業予定者と面談により「育休復帰支援プラン」を作成し同プランに基づき、業務の整理引き継ぎに係わる支援等を行う。
- 令和5年12月～ 育児休業を取得する社員の業務を代替することになった社員への引継の対象となる業務については、業務内容や業務体制の見直しなど必要な対応を行う。
- 令和5年12月～ 育児休業終了前の面談や育児休業期間の会社情報、資料を提供することにより職場復帰しやすい環境を整える。

目標3：フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月30時間未満とする。

<対策>

- 令和7年10月～ 月ごとの時間外労働時間を集計し、各部署の管理職への報告資料を作成通知する。
- 令和7年10月～ 業務量の見直し、DX化による業務の効率化などの取組を実施する。

目標4：男性従業員の育児休業等の取得期間の延伸のための措置を講ずる

<対策>

- 令和7年10月～ 安心して休業を取得し、職場復帰できる環境に向けたハラスメント防止研修を計画期間内に1回以上実施する。